

別添2

経済産業省

25高圧第7号  
平成25年10月1日

平成25年10月10日

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室長



平成25年9月12日付け警察庁丁保発第132号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別紙のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

高圧ガスの運搬に関する取締りについては、各産業保安監督部及び支部（那覇産業保安監督事務所を含む。）並びに各都道府県の高圧ガス保安担当課室等と各都道府県警察との間で十分連絡・協議を行い、実効ある取締りが実施されるよう依頼することとします。

高圧ガス移動関係事業所各位

広島県高圧ガス溶材協会  
広島県高圧ガス地域防災協議会  
(事務局)

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（お知らせ）

早速ですが、標記の件について警察庁および経済産業省より協力依頼がありました。

関係事業所各位におかれましては、特に実施期間中、違反指導、摘発を受けないよう、宜しくお願い致します。

特に高圧ガス販売事業各位におかれましては、高圧ガス消費先における工事現場等への移動中での違反事項等の無いよう、周知徹底をお願いいたします。

25高圧第7号  
平成25年10月1日

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室長

平成25年9月12日付け警察庁丁保発第132号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添1のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

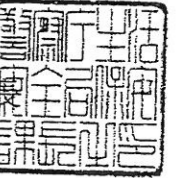
これを受けて、別添2のとおり、各産業保安監督部長及び支部長（那覇産業保安監督事務所長を含む。）並びに各都道府県の高圧ガス保安担当課室長等宛て連絡しましたのでお知らせします。

また、高圧ガスに係る関係団体においては、法令違反車両が運行することのないよう、会員に対する指導の徹底をお願いします。

警察庁丁保発第132号  
平成25年9月12日

経済産業省 商務流通保安グループ  
高圧ガス保安室長 殿

警察庁生活安全局保安課



危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（依頼）

危険物運搬車両に対する指導取締りについては、平素から積極的な取組みがなされているところでありますが、一たび危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の麻痺等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、下記のとおり全国一斉の危険物運搬車両に対する指導取締りを実施することとしましたので、貴職におかれても、趣旨を御了知の上、管下関係機関への周知等について御協力をお願いします。

記

1 実施期間

平成25年11月1日から11月30日までの1か月間

2 重点対象

消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

3 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導